平成29年11月7日 支 総 合 所 政 策 経営 部 財 務 部 生 活 文 化 部 地 域 行 政 部 スポーツ推進部 産業政策 部 子ども・若者部 みどりとみず政策担当部 教育委員会事務局

使用料・利用料の見直しについて

1 主旨

持続可能な財政基盤を築くため、平成22年度に「適正な利用者負担の導入指針」を策定し、利用者負担について概ね3年毎に見直す方針を定め、全庁を挙げて財源の確保を図ってきた。平成25年7月に料金改定を実施した後、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げとなったが、使用料等の区民負担の見直しは見送っている。

施設の管理運営経費は、利用者が負担する使用料と区が負担する税金で賄っており、今後、社会保障関連経費や公共施設の更新経費が増加し、厳しい財政状況が見込まれる中で、 施設利用者に対して適正な利用者負担を求め、財源の確保を図る必要がある。

区民サービスの維持及び公平性の確保を図るため、昨年度より実施した使用料・利用料の検証結果に基づき、施設設置の政策目的を十分に踏まえた上で、適正な利用者負担率となるよう、見直しを行う。

2 主な見直しの理由

施設に係る経費には、管理運営経費と建設・賃借料があり、その内、施設の管理運営経費を利用者負担の対象として、利用者が負担する使用料と区が負担する税金で賄っている。

(1) 施設の管理運営経費が増加している。

平成26年4月に消費税率が引き上げられたが、使用料等の区民負担は増税前と基本的に同額として、次期使用料等改定の際に、改めて消費税増の影響を含めた見直しを行うこととした。その後、効率的な施設運営や事務改善などコスト削減に努めてきたが、施設の管理運営経費は、消費税増税を経て人件費等諸経費の変動もあり、増加している。また、平成27年4月より、世田谷区公契約条例が施行されたことに伴い、予定価格2千万円以上の委託契約など(指定管理を含む)を対象に、平成28年度、29年度で段階的に労働報酬下限額の改定を行い、委託料や指定管理料などについて、全般的に増額の見直しを行っている。

(2) 利用者負担割合が低下傾向にある。

施設の管理運営経費は消費税増税を経て増加しており、前回改定により使用料収入も 増加しているが、指針で示す適正な利用者負担率と現状の利用者負担率とは乖離が生じ ている。 ※詳細は、別紙1のとおり。

3 改築・大規模改修経費の増加

改築や大規模な改修にかかる経費について、利用者負担の対象経費に含めないというこれまでの基本的考え方は変更していない。

一方で、区民利用施設は、昭和30年代半ばに建てられた施設も多く、今後30年間に、 改築を行う目安とされる築60年、または大規模な改修を行う目安とされる築30年を迎 える。そのため、今後の改築や大規模改修に多くの経費がかかる状況にあり、厳しい財政 状況の中で、財源の確保を図っていく必要がある。

※詳細は、別紙2のとおり。

4 見直し対象施設

区分	施設名
区民集会施設等	区民会館(別館含む)、区民センター、地区会館、区民集会所、
	男女共同参画センター、ふれあいの家、敬老会館、高齢者集会所、
	ひだまり友遊会館、健康増進・交流施設、土と農の交流園
公園、スポーツ施設	世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園
	大蔵運動場、大蔵第二運動場、二子玉川緑地運動場、尾山台地域
	体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
文化施設	文化生活情報センター(劇場など)、美術館
区民農園施設	ファミリー農園
区民健康村施設	なかのビレジ、ふじやまビレジ
子ども関連施設	産後ケアセンター桜新町
学校開放施設	小学校、中学校
教育関連施設	陶芸室、郷土資料館

5 見直しの考え方

(1) 基本とする考え方

- ① 指針で示す適正な利用者負担率と現状の利用者負担率との乖離をみて、激変緩和の 観点も踏まえながら、段階的に改定する。
- ② 子ども、高齢者、障害者の個人利用は据え置きとする。

(2) 施設ごとの考え方

区分	改定の考え方	利用者負担率
		(28年度→改定後)
区民会館 (別館含む)	興行目的での利用や地域団体以外の利用ができること、後援 事業など減免規定があること等から、適正な利用者負担率と	$31.9\% \rightarrow 35.9\%$
	する必要があるため、特に利用者負担率の低い世田谷区民会	
	館ホールは2割改定、その他は1割改定とする。	
区民集会施設等	新たに部屋の規模に応じた時間単価を設定し、部屋の規模と 利用時間に比例した料金体系とした上で、利用者負担率が低	16. 6% → 19. 1%
	いことを踏まえ、概ね2割未満の改定(1~3割)とする。 なお、健康増進・交流施設は、平成25年4月開設で前回改	※地区会館、区民集 会所
	定が反映されていない状況であることを踏まえ、部屋の用途 に応じて改定割合を横引きする。	
	※ 施設のより一層の利用環境向上に向けて、開放時間枠の	
	改善等、きめ細やかな工夫に努める。	
	※ 詳細は、別紙2のとおり。	

		T
公園、スポーツ施設	利用者負担率が低いこと等から、適正な利用者負担率とする	$30.9\% \rightarrow 37.0\%$
	必要があるため、概ね2割改定とする。	※公園施設
	なお、二子玉川緑地運動場は、利用者負担率が相当以上に低	
	いため3割改定、プール及びトレーニングルームは、1割改	29. 0% → 34. 8%
	定とする。	※スポーツ施設
	※ 大蔵第二運動場ゴルフ練習場・宿泊施設、夜間照明は据	(大蔵第二運動場ゴル フ練習場除く)
	え置き	77
文化施設	利用者負担率が低いこと等から、適正な利用者負担率とする	$14.5\% \rightarrow 17.4\%$
	必要があるため、2割改定とする。	※世田谷美術館
文化生活情報セン	区民会館と同様の考え方に基づき、興行目的での利用や地域	$14.7\% \rightarrow 16.3\%$
ター (劇場など)	団体以外の利用ができること等から、適正な利用者負担率と	
	する必要があるため、劇場部分は1割改定、その他は2割改	
	定とする。	
区民農園施設	利用者負担率が低いこと等から、適正な利用者負担率とする	23.6% → 28.3%
	必要があるため、2割改定とする。	
	※ 利用期間に合わせ平成31年3月より順次改定	
区民健康村施設	利用者負担率が低いこと等から、適正な利用者負担率とする	21.0% → 23.5%
	必要があるため、2.5割改定とする。	
子ども関連施設	課税世帯は、現在委託料の10%を利用料として設定してい	$10.0\% \rightarrow 14.1\%$
(産後ケアセンター	るが、平成30年度から区立施設となることを踏まえ、委託	
桜新町)	料の15% (概ね4割改定) とする。	
	非課税世帯は、低所得者の配慮を踏まえ、現行どおり委託料	
	の5%とすることに加え、新たに非課税世帯区分に「均等割	
	りのみ課税世帯」を含めることとする。	
	※ 生活保護世帯は現行どおり無料	
学校開放施設	利用者負担率が低いこと等から、適正な利用者負担率とする	26. 1% → 30. 8%
	必要があるため、2割改定とする。	
	なお、プール及びクライミングウォールは、1割改定とする。	
教育関連施設	区民集会施設と同様の考え方で使用料を規定していることか	
	ら、今回の改定に合わせた改定割合(3割程度)とする。	
	※ 陶芸窯室は据え置き	
	※ 詳細は、別紙2のとおり。	

※ 区民会館(一部)、文化生活情報センター(劇場部分)、区民健康村は、承認利用料金制による上限額を定め、その範囲で区と指定管理者が協議し利用料金を決定する。

6 改定額(案) 別紙3のとおり。

7 今後のスケジュール (予定)

平成29年11月 5常任委員会報告(改定案)

区のおしらせ特集号(パブリックコメント)

平成30年 2月 5常任委員会報告(条例改正案)

区のおしらせ (区民意見募集結果)

区議会第一回定例会(条例改正案)

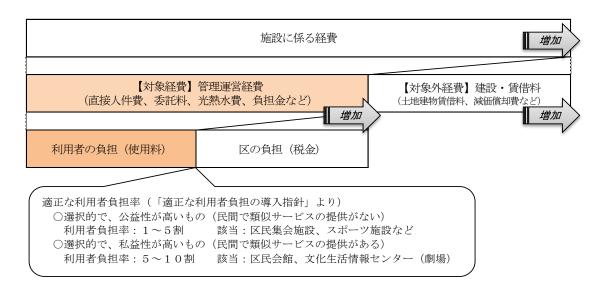
3月 区のおしらせ特集号(改定周知)

10月 料金改定

使用料・利用料の主な見直し理由について

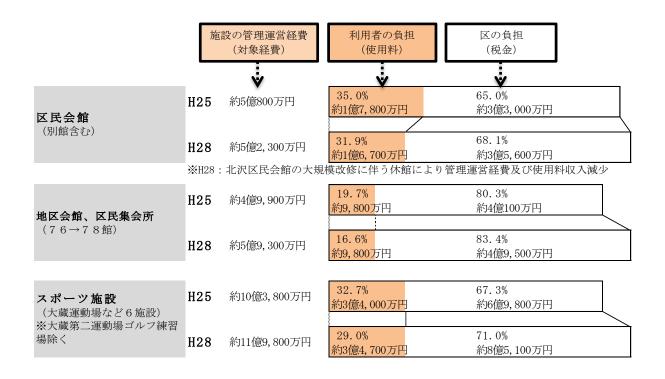
1 施設に係る経費の概念図

施設に係る経費には、管理運営経費と建設・賃借料があり、その内、施設の管理運営経費を利用者負担の対象として、利用者が負担する使用料と区が負担する税金で賄っている。



2 管理運営経費の増加と利用者負担割合の状況(平成25→28年度比較)

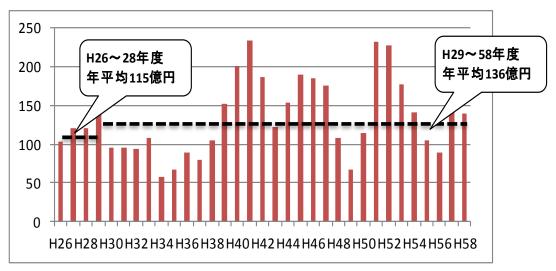
施設の管理運営経費は消費税増税を経て増加しており、前回改定により使用料収入も増加しているが、指針で示す適正な利用者負担率と現状の利用者負担率とは乖離が生じている。



参考資料

1 改築・大規模改修経費の将来試算(今後30年間)

改築や大規模な改修にかかる経費について、利用者負担の対象経費に含めないというこれまでの基本的考え方は変更していない。一方で、区民利用施設は、昭和30年代半ばに建てられた施設も多く、今後30年間に、改築を行う目安とされる築60年、または大規模な改修を行う目安とされる築30年を迎えるため、施設の改築・大規模改修経費は増加する。



※対象施設:区民利用施設

2 区民集会施設等の改定の考え方

区民集会施設等の使用料は、行政財産使用料条例における部屋の規模に応じた料金規定を基本 に、各施設条例で定めている。

今回の見直しでは、新たに部屋の規模に応じた時間単価を設定し、部屋の規模と利用時間に比例した料金体系とした上で、利用者負担率が低いことを踏まえ、概ね2割未満の改定(1~3割)とする。

< 行政財産使用料条例 改正案>

規模等	1 時間
50平方メートル未満	100円
50平方メートル以上70平方 メートル未満	270円
70平方メートル以上100平方 メートル未満	420円
100平方メートル以上150平 方メートル未満	550円
150平方メートル以上200平 方メートル未満	900円
200平方メートル以上300平 方メートル未満	1, 150円
300平方メートル以上	1, 600円

改止丽

<u> </u>							
規模等	2 時間30分 以内	3時間以内	3 時間30分 以内	4時間以内			
50平方メートル未満	300円	300円	300円	300円			
50平方メートル以上 70平方メートル未満	480円	720円	840円	960円			
70平方メートル以上 100平方メートル未満	840円	960円	1, 080円	1, 440円			
100平方メートル以上 150平方メートル未満	1, 080円	1, 440円	1, 680円	1, 920円			
150平方メートル以上 200平方メートル未満	1,800円	2, 280円	2, 640円	3, 120円			
200平方メートル以上 300平方メートル未満	2, 520円	3, 000円	3, 480円	4, 080円			
300平方メートル以上	3, 360円	4, 080円	4, 800円	5, 520円			

区民会館

区民会館		T. (17) n+ 00 14	TD /=	-1 -44-	-, -
区分		利用時間枠	現行	改定案	改定率
		午前 3時間	45,840	55,000	20%
	ホール	午後 3.5時間	68,880	82,650	20%
	.1. 70	夜間 4.5時間	114,720	137,660	20%
世田谷区民会館		全日	183,600	220,320	20%
		午前 3時間	13,800	15,180	10%
	集会室	午後 3.5時間	20,760	22,830	10%
	未云王	夜間 4.5時間	34,560	38,010	10%
		全日	55,320	60,850	10%
		午前 3時間	11,440	12,580	10%
		午後 3.5時間	17,160	18,870	10%
	第1集会室	夜間 4.5時間	28,600	31,460	10%
		全日(9~22時)	45,760	50,330	10%
		全日(9~23時)	51,350	56,480	10%
 		午前 3時間	2,470	2,710	10%
0 0 _ 4 _ 0 _ 4		午後 3.5時間	3,770	4,140	10%
世田谷区民会館別館	第2集会室	夜間 4.5時間	6,240	6,860	10%
(三茶しゃれなあどホール)	<i>712</i> 7 7 7 7 7 7 1	全日(9~22時)	10,010	11,010	10%
		全日(9~23時)	11,180	12,290	10%
 		午前 3時間	 	2,280	10%
			2,080		
	第3集会室	午後 3.5時間	3,250	3,570	10%
	弗 3朱云至	夜間 4.5時間	5,330	5,860	10%
		全日(9~22時)	8,580	9,430	10%
		全日(9~23時)	9,620	10,580	10%
	ホール	午前 3時間	27,430	30,170	10%
		午後 3.5時間	41,210	45,330	10%
		夜間 4.5時間	68,640	75,500	10%
		全日	109,850	120,830	10%
		午前 3時間	2,860	3,140	10%
北沢区民会館	第1•2•3集会室	午後 3.5時間	4,420	4,860	10%
(北沢タウンホール)	另1°2°3未云王	夜間 4.5時間	7,280	8,000	10%
		全日	11,700	12,870	10%
		午前 3時間	6,500	7,150	10%
		午後 3.5時間	9,880	10,860	10%
	第4集会室	夜間 4.5時間	16,380	18,010	10%
		全日	26,260	28,880	10%
		午前 3時間	8,190	9,000	10%
北沢区民会館別館	<u> </u>	午後 3.5時間	12,350	13,580	10%
(梅丘パークホール)	集会室	夜間 4.5時間	20,540	22,590	10%
(1922)		全日	32,890	36,170	10%
		<u> </u>	2,860	3,140	10%
		午後 3.5時間	4,420	4,860	10%
玉川区民会館	集会室A•B	夜間 4.5時間			10%
			7,280	8,000	
		全日	11,700	12,870	10%
工川豆日入始叫给		午前 3時間	6,500	7,150	10%
	集会室				10%
(上用質ゲートホール)					10%
					10%
					10%
	ホール				10%
	11. 10		68,640	75,500	10%
砧区民会館		全日	109,850	120,830	10%
(成城ホール)		午前 3時間	1,820	2,000	10%
	佳 ⇔ ⇔ Λ - D	午後 3.5時間	2,730	3,000	10%
	未云主A'B				10%
	1	全日	7,280	8,000	10%
(上用員ゲートホール) 砧区民会館 (成城ホール)	集会室 ホール 集会室A・B	午前 3時間 午後 3.5時間 夜間 4.5時間	109,850 1,820 2,730 4,550	120,830 2,000 3,000 5,000	

砧区民会館	集会室C·D·E	午前 3時間	2,860	3,140	10%
		午後 3.5時間	4,420	4,860	10%
((成城ホール)	未云王U-D-L 	夜間 4.5時間	7,280	8,000	10%
		全日	11,700	12,870	10%
	ホール	午前 3時間	25,320	27,850	10%
		午後 3.5時間	38,040	41,840	10%
		夜間 4.5時間	63,360	69,690	10%
烏山区民会館		全日	101,400	111,540	10%
	集会室	午前 3時間	6,000	6,600	10%
		午後 3.5時間	9,120	10,030	10%
	未云主 	夜間 4.5時間	15,120	16,630	10%
		全日	24,240	26,660	10%

- ※ 土日、休日は2割加算/区民以外は5割加算 ※ 世田谷、北沢、砧区民会館は承認利用料金制による上限額
- ※ 玉川区民会館は、新庁舎の開設に併せて、改めて料金設定をする

区民センター、地区会館、区民集会所

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率	時間単価
	午前 3時間	300	300		
50㎡未満	午後・夜間 2時間	150	200		100円
50~70㎡未満	午前 3時間	720	810		070
	午後・夜間 2時間	480	540		
70~100㎡未満	午前 3時間	960	1,260	31%	
/0~100川木涧	午後・夜間 2時間	720	840	17%	420
 100~150㎡未満	午前 3時間	1,440	1,650	15%	550円
[100.0130][[木岡]	午後・夜間 2時間	960	1,100	15%	220[]
	午前 3時間	2,280	2,700	18%	900円
150.02001 木岡	午後・夜間 2時間	1,560	1,800	15%	900[]
	午前 3時間	3,000	3,450	15%	
200~300㎡未満(体育室)	午後 2時間	1,920	2,300	20%	1,150円
	夜間 4時間	4,080	4,600	13%	
300㎡以上(体育室)	午前 3時間	4,080	4,800		1,600円
000	夜間 4時間	5,520	6,400	16%	1,000,1

[※] 一部、個別に料金設定している施設についても、時間単価を反映する。

敬老会館、高齢者集会所、ふれあいの家、土と農の交流園

区分		利用時間枠	現行	改定案	改定率	時間単価
北烏山東敬老会館		夜間 4時間	300	400	33%	100円
桜高齢者集会所		夜間 4時間	1,920	2,200	15%	550円
上馬高齢者集会所	大広間	夜間 4時間	300	400	33%	100円
	多目的ホール	午前 3時間	3,000	3,450	15%	1,150円
		午後・夜間 4時間	4,080	4,600	13%	1,130[]
ふれあいの家		夜間 4時間	300	400	33%	100円
土と農の交流園		午前 3時間	300	300	0%	100円
		午後・夜間 4時間	300	400	33%	100[]

ひだまり友遊会館

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率	時間単価
第1~5会議室	午前 3時間	300	300	0%	100円
	午後・夜間 4時間	300	400	33%	100[]
第6会議室、総合会議室、講習室	午前 3時間	720	810	13%	270円
	午後•夜間 4時間	960	1,080	13%	2/0
体育室	2時間	2,520	2,300	-9%	1,150円
	2.5時間	2,520	2,870	14%	1,130

男女共同参画センター

<u> </u>					
区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率	時間単価
研修室1•3	午前 3時間	720	810	13%	270円
	午後•夜間 4時間	960	1,080	13%	2/0[]
研修室2•4	午前 3時間	300	300	0%	100円
	午後•夜間 4時間	300	400	33%	100[]

健康増進•交流施設

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率
会議室A•B	午前 3時間	800	1,040	31%
	午後•夜間 4時間	1,200	1,400	17%
会議室C	午前 3時間	600	670	13%
	午後•夜間 4時間	800	900	13%
会議室D	午前 3時間	240	240	0%
	午後•夜間 4時間	240	310	33%
交流室	午前 3時間	3,300	3,630	10%
	午後 3.5時間	4,460	4,900	10%
	夜間 4時間	8,500	9,350	10%
多目的室	午前 3時間	3,300	3,630	10%
	午後 4時間	5,100	5,610	10%
	夜間 4時間	8,500	9,350	10%
娯楽室	9~17時(大人1日)	400	440	10%
	夜間 4時間	5,460	6,000	10%
運動室	9~17時(大人1回)	400	440	10%
	夜間 4時間	8,500	9,350	10%

- ※ 高齢者・障害者の個人利用(娯楽室、運動室)は据え置き
- ※ 土日、休日は2割加算(会議室、娯楽室及び運動室の日中を除く)/区民以外は5割加算 ※ 利用料金制(会議室を除く)

公園施設(世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園)

	L - L -			
区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率
野球場	2時間	3,360	4,030	20%
庭球場	2時間	2,400	2,880	20%
洋弓場	1時間	240	280	17%
プール(夏季)	2時間	360	390	8%
和室(10畳)	午前 3時間	2,100	2,520	20%
	午後 4時間	2,800	3,360	20%
	1日	5,600	6,720	20%
茶室	午前 3時間	2,000	2,400	20%
	午後 4時間	2,600	3,120	20%
	1日	5,300	6,360	20%
≅=SL	小学生1回	30	50	67%
	中学生以上1回	70	100	

- ※ 子ども・高齢者・障害者の個人利用(プール)、夜間照明は据え置き
- ※ 土日、休日は2割加算(プール、ミニSL除く)

大蔵運動場 ※利用料金制

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / 	1- 3				
区分		利用時間枠	現行	改定案	改定率
主競技場		3時間	12,600	15,120	20%
第1武道場(畳)、第2武道場	易(床)、	3時間	1,620	1,940	20%
弓道場、体育室					
エアーライフル場、洋弓場		3時間	1,980	2,370	20%
会議室兼軽運動室		3時間	1,260	1,510	20%
陸上競技場		3時間	14,220	17,060	20%
		2時間	9,480	11,370	20%
		個人1時間	120	140	17%
野球場		2時間	3,360	4,030	20%
庭球場		2時間	2,400	2,880	20%
トレーニングルーム(個人)		1時間	240	260	8%
温水プール	個人(大人)	1時間	240	260	8%
	団体(50m)	2時間	8,640	9,500	10%
	団体(25m)	2時間	5,760	6,330	10%

- ※ 子ども・高齢者・障害者の個人利用(プール及びトレーニングルーム)、夜間照明は据え置き
- ※ 土日、休日は2割加算(トレーニングルーム、温水プール除く)

大蔵第二運動場 ※利用料金制

区分		利用時間枠	現行	改定案	改定率
体育館		3時間	11,520	13,820	20%
		2時間	7,680	9,210	20%
集会室		午前 3時間	1,680	2,010	20%
		午後 3.5時間	2,520	3,020	20%
		夜間 4.5時間	4,200	5,040	20%
		全日	6,720	8,060	20%
庭球場		2時間	2,400	2,880	20%
トレーニングルーム(個人)		3時間	600	660	10%
	サウナ付き	3時間	1,050	1,150	10%
屋外プール(個人・大人)		10	1,080	1,180	9%
		1回(13時以降)	600	660	10%

※ 子ども・高齢者・障害者の個人利用(プール及びトレーニングルーム)、

大蔵第二運動場ゴルフ練習場・宿泊施設、夜間照明は据え置き ※ 土日、休日は2割加算(トレーニングルーム、屋外プール除く)/集会室の区外利用は5割加算

二子玉川緑地運動場 ※利用料金制

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率
サッカー場、少年サッカー場、球技場、 野球場、少年野球場	2時間	1,440	1,870	30%

- ※ 少年団体は無料
- ※ 土日、休日は2割加算

地域体育館、地区体育室

-C-WIT-DAILY-CETT-D-L				
区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率
尾山台地域体育館	平日午後 2.5時間	4,560	5,470	20%
	平日夜間 2.5時間	5,280	6,330	20%
	日·休日午前 4時間	6,720	8,060	20%
	日·休日午後 4時間	7,320	8,780	20%
	日·休日夜間 4時間	10,200	12,240	20%
北烏山地区体育室	日中 2時間	720	860	19%
	夜間 3時間	1,440	1,720	19%

[※] 子ども·高齢者·障害者の個人利用(地域体育館)は据え置き

千歳温水プール ※利用料金制

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率
集会室	3時間	720	840	17%
体育室	3時間	2,160	2,580	19%
運動室	個人	300	360	20%
	団体	1,080	1,290	19%
トレーニングルーム(個人)	1時間	240	260	8%
温水プール 個人(大人)	1時間	240	260	8%
団体(25m)	2時間	5,760	6,330	10%

[※] 子ども・高齢者・障害者の個人利用(プール及びトレーニングルーム)は据え置き

文化生活情報センター

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率
パブリックシアター(主劇場)	1日	532,870	586,150	10%
シアタートラム(小劇場)	1日	193,700	213,070	10%
けいこ場A	1日	23,790	26,160	
けいこ場B	1日	17,160	18,870	10%
けいこ場C	1日	8,710	9,580	10%
作業室A	1日	15,860	17,440	10%
作業室B	1日	14,560	16,010	10%
音楽室	1時間	780	850	9%
セミナールームA	午前 3時間	2,400	2,880	20%
EST W AA	午後•夜間 4時間	3,120	3,740	20%
セミナールームB	午前 3時間	2,640	3,160	20%
(C) // AD	午後•夜間 4時間	3,600	4,320	20%

ワークショップ室A	午前 3時間	6,120	7,340	20%
	午後•夜間 4時間	8,160	9,790	20%
ワークショップ室B	午前 3時間	4,680	5,610	20%
	午後・夜間 4時間	6,240	7,480	20%

- ※ 劇場部分は承認利用料金制による上限額
- ※ 土日、休日は2割加算(セミナールーム、ワークショップのみ)

美術館

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率
美術館区民ギャラリー	1日	11,520	13,820	20%
分館区民ギャラリー	1日	2,400	2,880	20%
美術館講堂	2時間	3,000	3,600	20%

※ 区民ギャラリーは新たに区民以外2割加算とする

区民農園

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率
ファミリー農園	1年	9,600	11,520	20%

※ 利用期間に合わせ、平成31年3月より順次改定する

区民健康村

区分		利用時間枠	現行	改定案	改定率
区民等	大人	1人1泊	2,400	3,000	25%
	小人		1,200	1,500	25%
	幼児		600	750	25%
区民外	大人	1人1泊	5,200	9,000	73%
	小人		2,600	4,500	73%
	幼児		1,300	2,250	73%

- ※ 承認利用料金制による上限額/食事料金は別途規定あり
- ※ 区民外料金について、食事サービスの拡充に併せ、施設利用料と食事料金のバランスを見直し、 一泊二食料金では200円の増額(現行11,160円→11,360円)に留める

産後ケアセンター桜新町

区分		利用時間枠	現行	改定案	改定率
ショートステイ	課税世帯	1日	3,200	4,500	41%
	均等割のみ課税世帯			1,500	-53%
	非課税世帯		1,600		-6%
デイケア	課税世帯	1日	2,060	3,000	46%
	均等割のみ課税世帯			1,000	-51%
	非課税世帯	₹V 111 111 12 +	1,030		-3%

- ※ 低所得者への配慮を踏まえ、新たに非課税世帯区分に「均等割りのみ課税世帯」を含める
- ※ 生活保護世帯は無料

学校開放施設

一个技术从他这							
区分		利用時間枠	現行	改定案	改定率		
		学校休業日 2時間	540	640	19%		
		平日 2.5時間	660	790	20%		
庭球場		2時間	1,420	1,700	20%		
ミーティングルーム、和室、音楽室		4時間	220	260	18%		
夏季プール開放(一部の中学校)		大人 日中2時間	220	240	9%		
		大人 夜間2時間	330	360	9%		
温水プール	個人(大人)	1時間	220	240	9%		
	団体	2時間	5,280	5,800	10%		
		午前 3時間	3,300	3,960	20%		
		午後 3.5時間	5,500	6,600	20%		
		夜間 4.5時間	7,700	9,240	20%		
烏山中クライミングウォール		大人 1時間	330	360	9%		

- ※ 子ども、高齢者、障害者の個人利用(プール及びクライミングウォール)、夜間照明は据え置き
- ※ 少年団体は無料
- ※ 温水プールは、太子堂中、玉川中、烏山中、梅丘中のみ
- ※ 中町ふれあいホールは土日、休日加算あり

教育関連施設

区分	利用時間枠	現行	改定案	改定率	時間単価
陶芸室	4時間以内	300	400	33%	100円
郷土資料館(集会室)	午前 3時間	960	1,260	31%	420円
	午後 3.5時間	1,080	1,470	36%	420[]

<u>※ 陶芸窯室は据え置き</u>